

追加的需要に対応する介護サービスの見込み量について

1 追加的需要への対応状況 (肝属圏域)

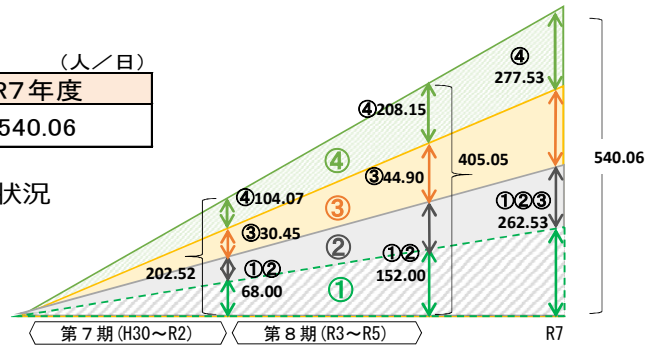
(1) 追加的需要

(人/日)		
R2年度	R5年度	R7年度
202.52	405.05	540.06

(2) 第8期市町村介護保険事業計画への反映状況

(12月調査結果)

(人/日)	
介護保険施設	居宅介護サービス
152	29



(3) 令和5年度末時点における追加的需要への対応状況

R5追加的需要 (A)	内訳 (人/日)			
	外来受診対応分 (B)=④	介護保険施設対応分 (C)=①+②	在宅医療対応分 (訪問診療)③	(A-B-C)
				居宅介護サービス
405.05	208.15	152	44.90	29

(C)の内訳		
第7期転換分	第8期転換意向分 (未定含む)	その他
143	9	0

※第8期転換意向分は、令和2年4月1日時点で実施した転換意向調査の結果

1

2 介護サービス利用者数の見込 (令和2年12月現在)

(人/月)

肝属圏域						
区分	サービスの種類	令和元年度	令和5年度	増減 (R元比)	令和7年度	増減 (R元比)
在宅系	居宅・地域密着型サービス (居住系サービスを除く)	5,718	6,138	420	6,097	379
	居住系					
居住系	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	754	783	29	776	22
	特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム)	175	176	1	179	4
施設系	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	1,106	1,122	16	1,091	△ 15
	介護老人保健施設	649	667	18	655	6
	介護療養型医療施設	1	0	△ 1	0	△ 1
	介護医療院	64	125	61	133	69
(参考)	高齢者数	50,714	51,443	729	51,491	777
	前期高齢者数(65~74歳)	22,548	22,763	215	22,373	△ 175
	後期高齢者数(75歳~)	28,166	28,680	514	29,118	952

2

介護保険サービスの体系1(県指定)

(令和2年4月データ)

サービス			利用者数	施設・事業所数
訪問系	訪問介護(ホームヘルプ) 介 予	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や、調理、洗濯などの生活援助を行う	10,928	445
	訪問入浴介護 介 予	介護職員と看護職員が居宅を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護や、介護予防を目的とした入浴の支援を行う	378	37
	訪問看護 介 予	疾患等のある方に、看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行う	6,224	183
	訪問リハビリテーション 介 予	居宅での生活行為向上のため、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行う	2,610	27
	居宅療養管理指導 介 予	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行う	9,854	14
通所系	通所介護(デイサービス) 介	通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行う	12,707	330
	通所リハビリテーション 介 予	老健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行う	17,299	11
短期滞在系	短期入所生活介護 介 予	介護老人福祉施設などに短期入所して、日常生活上の支援や機能訓練などを行う	3,223	199
	短期入所療養介護 介 予	老健施設や医療施設などに短期入所して、日常生活上の支援や機能訓練などを行う	717	7
その他	福祉用具貸与 介 予	日常生活の自立を助けるための福祉用具や、介護予防に役立つものの貸与を行う	31,791	114
居住系	特定施設入居者生活介護 介 予	有料老人ホームなどに入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を行う	1,810	59
施設系	介護老人福祉施設 介	食事や排せつなどで常時介護が必要で、自宅では介護が困難な高齢者に、食事、入浴排せつなど日常生活の介助、機能訓練、健康管理などを行う	9,654	166
	介護老人保健施設 介	病状が安定した高齢者に、在宅に向けたリハビリに重点を置き、医学管理下での介護、機能訓練、日常生活の介助などを行う	6,200	90
	介護療養型医療施設 介	急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする高齢者に、医療、療養上の管理、看護などを行う	173	19
	介護医療院 介	要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話(介護)」を一体的に提供する	901	22

(注) 1. 表中の「介」は「介護給付サービス」、「予」は「予防給付サービス」であり、対象となるサービスにマークを付している。
2. 利用者数、令和2年4月サービス提供分の数値(介護保険事業状況報告月報)、また、施設・事業所数は令和2年4月1日現在の県指定数

※ 指定数は医療機関のみなしを除く 3

介護保険サービスの体系2(市町村指定)

(令和2年4月データ)

サービス			利用者数	施設・事業所数
訪問系	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 介	日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護や、日常生活上の対応を行う	772	21
	夜間対応型訪問介護 介	24時間安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を行う	-	1
	認知症対応型通所介護 介 予	認知症の人を対象に専門的なケアを提供する	684	69
	地域密着型通所介護 介	利用定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などを行う	6,708	397
	小規模多機能型居宅介護 介 予	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせて多機能なサービスを提供する	2,538	126
居住系	看護小規模多機能型居宅介護 介	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、通所・訪問・短期間の宿泊により介護や医療・看護のケアを行う	289	14
	認知症対応型共同生活介護 介 予	設置した住宅において、従業員が介護しながら認知症高齢者の共同生活の支援を行う	5,724	392
	地域密着型特定施設入居者生活介護 介	定員29人以下の小規模な有料老人ホーム等特定施設において、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを行う	391	17
施設系	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介	定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームにおいて、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを行う	1,081	45
	居宅介護支援 介	介護支援専門員(ケアマネジャー)によるケアプランの作成や、介護(予防)サービス等の給付管理を行う	48,544	620
その他	介護予防支援 予		59	

(注) 1. 表中の「介」は「介護給付サービス」、「予」は「予防給付サービス」であり、対象となるサービスにマークを付している。
2. 利用者数、令和2年4月サービス提供分の数値(介護保険事業状況報告月報)、また、施設・事業所数は令和2年4月1日現在の県指定数

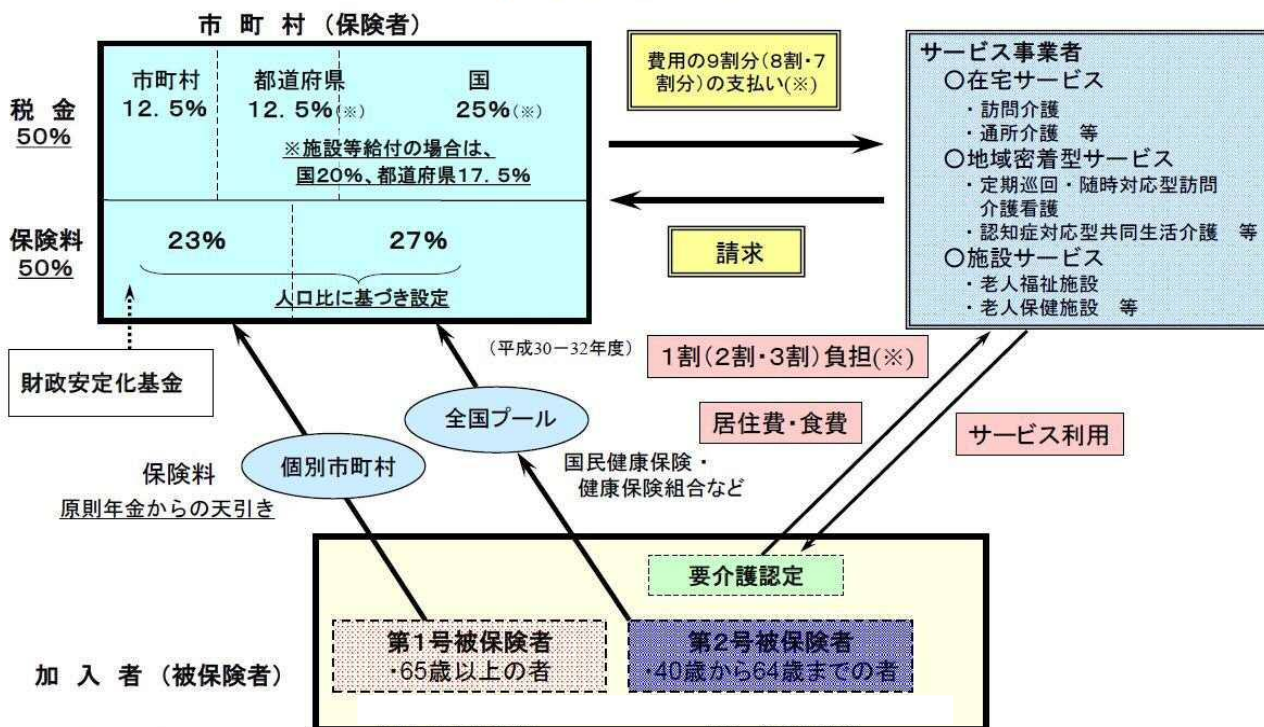
※ 指定数は医療機関のみなしを除く 4

【介護予防・日常生活支援総合事業】

訪問型サービス	必要性や利用者の能力に応じ、専門的サービス、又は多様な担い手による多様なサービスを、訪問サービスにより提供する	-	495
通所型サービス	必要性や利用者の能力に応じ、専門的サービス、又は多様な担い手による多様なサービスを、通所サービスにより提供する	-	800

※ 指定数は医療機関のみなしを除く

介護保険制度の仕組み



(※)一定以上所得者については、費用の2割負担(平成27年8月施行)又は3割負担(平成30年8月施行)。

5

介護保険事業計画は、

補助事業実施するためのメニューや方向性だけを規定するものではない

保険者である市町村が、介護保険を実施するための実行計画として、定めるもの

法に基づく介護給付等の介護保険事業を行うため、介護保険事業計画において給付の見込量を定め、その財源となる第1号被保険者の保険料を決定の上、保険料を徴収する。

$$\text{第1号保険料} = \frac{\text{計画期間 (R3~R5) 中の介護給付見込総額} \times 23\%}{\text{第1号被保険者数}} \div 3$$

介護保険法【抜粋】

第3条 市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、介護保険を行うものとする。

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、住民が日常生活を営んでいる地域として定める区域ごとの各年度の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

二 各年度における地域支援事業の量の見込み

6

介護保険事業(支援)計画について

○ 保険給付の円滑な実施のため、3年間で1期とする介護保険事業(支援)計画を策定している。

国の基本指針(法第116条、7期指針：平成30年3月厚生労働省告示第57号)

- 介護保険法第116条第1項に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める
 - ※市町村等が介護サービス量を見込むに当たり参酌する標準を示す

市町村介護保険事業計画(法第117条)

- 区域(日常生活圏域)の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)
 - ※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標
- その他の事項

保険料の設定等

- 保険料の設定
- 市町村長は、地域密着型の施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定をしないことができる。

都道府県介護保険事業支援計画(法第118条)

- 区域(老人福祉圏域)の設定
- 市町村の計画を踏まえて、介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)
 - ※介護保険施設、介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - ※混合型特定施設に係る必要定員総数を設定することもできる(任意)
- 市町村が行う介護予防・重度化防止等の支援内容及び目標
- その他の事項

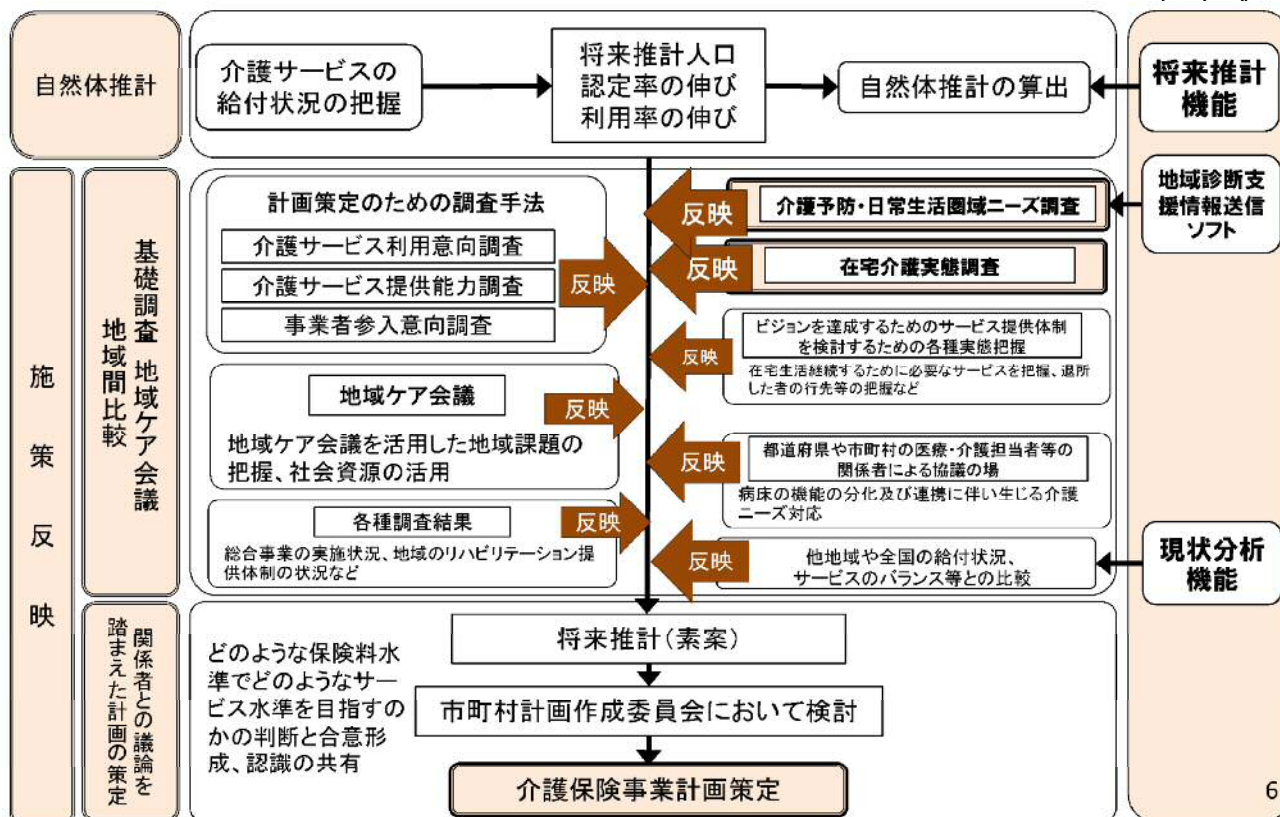
基盤整備

- 都道府県知事は、介護保険施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定等をしないことができる。

7

第8期介護保険事業計画の作成プロセスと支援ツールイメージ

「見える化」システム



6

8